GAP導入の第一歩。
基礎GAPを実践してみよう！

※内容は「2013年　ＪＡ相馬村基礎ＧＡＰチェックリスト」に準拠しています。

＜労働安全を目的とする取組＞

農業機械を取扱う際は、説明書通りに使用していますか？

油断や慣れから来る気の緩みは、重大な農作業事故につながります。機械や装置、器具などを取り扱う際には事前に取扱説明書を熟読し、内容を理解してから使用しましょう。

項目の要点

1．説明書は保管場所を決めて、いつでもすぐ取り出して読めるようにしましょう。

2．機械や装置、器具などは、本来の目的以外に使用したり、改造などをしないようにしましょう。特に安全装置類は取り外してはいけません。

3．機械のトラブルに対処するときは、必ずエンジンを停止してから作業しましょう。

＜農業生産工程管理の全般に係る取組＞

無断で登録品種の種苗を利用していませんか？

登録品種は種苗法に基づいた育成者権が与えられて保護されており、種苗・収穫物を利用するには原則として権利者の許可が必要です。権利者に無断で登録品種の種苗を利用した場合には、民事請求《損害賠償の請求や生産・販売の差止め等》を受けたり、刑事罰《10年以下の懲役、または（併科）1,000万円以下の罰金》を科せられる場合があります。

つまりどういうこと？

他産地からの見学者に対して気軽に登録品種の穂木や種子を渡すといった行為は、育成者の権利を侵害するばかりではなく、逆輸入など、その品種の種苗を生産している他の生産者にも甚大な影響を及ぼしかねません。

この項目は、品種育成者の技術や知的財産の保護を目的としています。